

意見等の提出方法

案 件	茨木市における総合的な下水道整備の推進事後評価シート(原案)について
公表場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ ・ 下水道総務課担当窓口 (市役所本館 8 階) ・ 情報ルーム (市役所南館 1 階)
提出方法 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送の場合 〒567-8505 茨木市建設部下水道総務課宛 (住所不要) (最終日の消印有効) ・ F A X の場合 072-620-1735 ・ Eメールの場合 gesuidosoumu@city.ibaraki.lg.jp ・ 直接提出される場合 茨木市役所本館 8 階 下水道総務課窓口 ・ 簡易電子申込システム ホームページから専用フォームに入力
公 表 日	平成27年11月4日
意見等募集期間	平成27年11月4日から平成27年12月3日まで
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の趣旨に沿った責任ある意見を提出していただくため、また意見への照会等の必要性から住所(団体の場合は所在地)、氏名、連絡先を明記のうえご提出ください。 ・ 意見の公表にあたっては、ご記入いただく住所(団体の場合は所在地)、氏名、連絡先など個人に関する情報は公表しません。また、募集目的以外の用途には使用しません。 ・ いただいた意見等を取りまとめ、それに対する市の考え方を公表いたします。 ・ 意見を考慮して、最終案を作成しますが、個別には回答いたしません。 ・ 提出の様式は定めませんが、どの項目の何についての意見かを明確にしてください。
公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市における総合的な下水道整備の推進事後評価シート(原案) ・ 今後のスケジュール ・ 【参考資料】事後評価シート(原案)についての補足資料 ・ 【参考資料】社会資本総合整備計画「茨木市における総合的な下水道整備の推進」
案件に対する 問合せ先	建設部 下水道総務課 計画係 電 話 : 072-620-1665 F A X : 072-620-1735 Eメール : gesuidosoumu@city.ibaraki.lg.jp

社会資本総合整備計画
茨木市における総合的な下水道整備の推進

事後評価シート(原案)

平成27年11月

大阪府茨木市

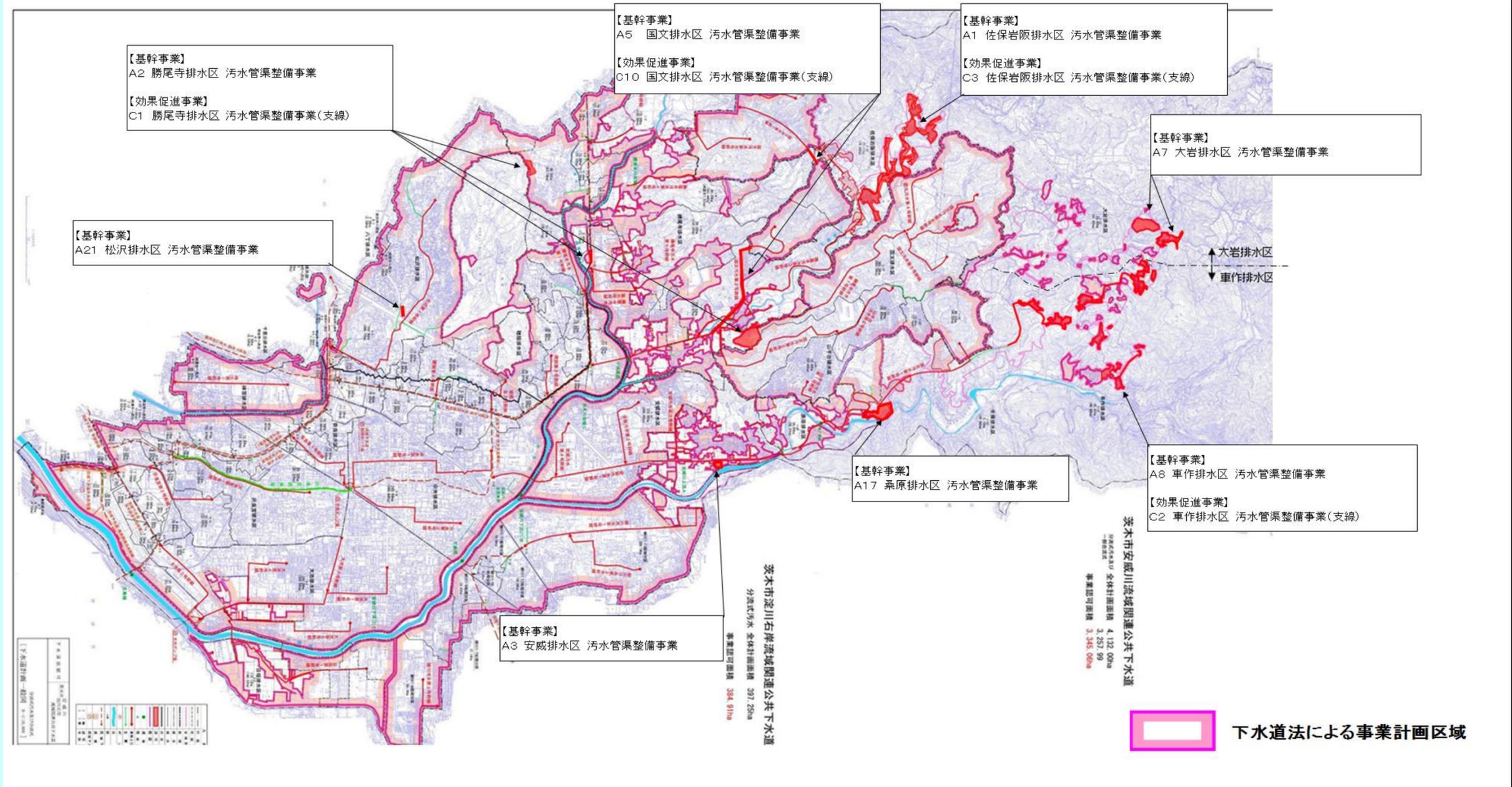
様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	大阪府		市町村名	茨木市		計画名	茨木市における総合的な下水道整備の推進						
交付期間	平成22年度～26年度		事後評価実施時期	平成27年度		交付対象事業費	1076.5百万円	国費率	0.50				
1)事業の実施状況	当初計画に位置づけ、実施した事業		A. 基幹事業	佐保岩阪排水区 汚水管渠整備事業、勝尾寺排水区 汚水管渠整備事業、安威排水区 汚水管渠整備事業、国文排水区 汚水管渠整備事業、大岩排水区 汚水管渠整備事業、車作排水区 汚水管渠整備事業、長寿命化(管路)対策(市内一円)、桑原排水区 汚水管渠整備事業									
			B. 関連社会資本整備事業	なし									
			C. 効果促進事業	勝尾寺排水区 汚水管渠整備事業(支線)、車作排水区 汚水管渠整備事業(支線)、佐保岩阪排水区 汚水管渠整備事業(支線)									
	当初計画から削除した事業		事業名			削除/追加の理由			削除/追加による目標、指標、数値目標への影響				
			A. 基幹事業	安威排水区 雨水管渠整備事業、国文排水区 雨水管渠整備事業、大池ポンプ場 雨水自動除塵機更新事業、大池ポンプ場 長寿命化対策、大池排水区 合流管渠整備事業、目垣排水区 合流管渠整備事業、柳川排水区 雨水管渠整備事業、沢良宜排水区 合流管渠整備事業、下水道施設の改築のための施設調査(市内一円)、長寿命化(管路)対策(市内一円)、大池ポンプ場 遠隔監視システム整備事業、雨水貯留タンク設置補助事業			防災・安全交付金の創設により茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)へ移行したため			(指標2)下水道による都市浸水対策達成率を削除			
			B. 関連社会資本整備事業	なし			—			—			
	新たに追加した事業		C. 効果促進事業	市内管渠等調査、下水道情報システム整備事業、テレメーター更新事業、内水ハザードマップ作成事業、目垣排水区 合流管渠整備事業(支線)、穂積排水区 合流管渠整備事業(支線)、沢良宜排水区 合流管渠整備事業(支線)			防災・安全交付金の創設により茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)へ移行したため			(指標2)下水道による都市浸水対策達成率を削除			
			A. 基幹事業	松沢排水区 汚水管渠整備事業			新たに管渠整備が必要になったため			整備区域の拡大に伴い、(指標1)下水道処理人口普及率は影響するが、端数処理により数値目標値への影響はない。			
			B. 関連社会資本整備事業	なし			—			—			
	交付期間の変更		当初	—		交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響		なし					
変更			—										
2)社会資本総合整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指標		単位	従前値 基準年度	目標値 目標年度	数値 モニタリング 評価値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因 (総合所見)	フォローアップ 予定時期		
	指標1	下水道処理人口普及率	%	98.8	H22	99.5	H26	—	99.3	×	あり なし ○	汚水整備により、下水道処理人口普及率は向上した。しかし、当初計画時における下水道整備区域内において、関連公共工事の遅れや埋設許可等の協議に必要以上の時間を要したため目標値に達しなかった。	—
	指標2	なし	—	—	—	—	—	—	—	あり なし	—	—	
3)その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指標		単位	従前値 基準年度	目標値 目標年度	数値 モニタリング 評価値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因 (総合所見)	フォローアップ 予定時期		
	その他の数値指標1	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	その他の数値指標2	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4)定性的な効果発現状況	汚水管渠の整備により、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上が図れた。												
5)実施過程の評価	実施内容			実施状況						今後の対応方針等			
	モニタリング	・毎年度末に下水道処理人口普及率を算定する。		社会資本総合整備計画に記載し、実施できた 社会資本総合整備計画に記載はなかったが、実施した 社会資本総合整備計画に記載したが、実施できなかった						○ 引き続き、下水道処理人口普及率を算定する。			
	住民参加プロセス	なし		社会資本総合整備計画に記載し、実施できた 社会資本総合整備計画に記載はなかったが、実施した 社会資本総合整備計画に記載したが、実施できなかった						—			
	持続的なまちづくり体制の構築	なし		社会資本総合整備計画に記載し、実施できた 社会資本総合整備計画に記載はなかったが、実施した 社会資本総合整備計画に記載したが、実施できなかった						—			

様式2-2 地区の概要

茨木市における総合的な下水道整備の推進 社会資本総合整備計画の成果概要

計画の目標	目標を定量化する指標		従前値		目標値		評価値	
	下水道処理人口普及率	単位: %	98.8	H22年度	99.5	H26年度	99.3	H26年度
下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。								



下水道の課題の変化	汚水の面整備はほぼ完了し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図れた。
今後のまちづくりの方策(改善策を含む)	下水道未整備箇所の汚水整備を行い、更なる下水道処理人口普及率の向上を図る。

茨木市における総合的な下水道整備の推進 今後のスケジュール

- 事後評価シート(原案)の公表(パブリックコメント)
平成27年11月4日から12月3日までの1ヶ月間
- 建設事業評価委員会の開催(平成28年1月予定)
- パブリックコメントの意見と市の考え方を公表(平成28年2月予定)
- 事後評価結果の国への報告
事後評価シートの公表 (平成28年3月)

茨木市における総合的な下水道整備の推進 事後評価シート（原案） についての補足資料

○茨木市における総合的な下水道整備の推進について

本市の下水道は、昭和 30 年代後半の急激な都市化によって、浸水被害や水質汚濁が進み改善を図るため、昭和 37 年から公共下水道の整備に着手しました。その一方大阪府において、昭和 42 年に安威川流域下水道、昭和 45 年に淀川右岸流域下水道に着手され、5 市 1 町の流域で発生する下水を広域的に排除、浄化するための事業が推進されてきました。

本市では、下水道整備などの社会資本整備を重点的に支援する国土交通省所管の交付金（社会資本整備総合交付金）制度を活用しながら、下水道事業に積極的に取組み、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造することを目標として、社会資本総合整備計画「茨木市における総合的な下水道整備の推進」を作成し、事業を実施しています。

○茨木市における総合的な下水道整備の推進で定める目標と事業

目標：下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。

茨木市における総合的な下水道整備の推進の事業

整備事業項目	要素となる事業名	事業内容
汚水管渠整備事業	A1 佐保岩阪排水区 汚水管渠整備事業	汚水管渠整備により生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。
	A2 勝尾寺排水区 汚水管渠整備事業	
	A3 安威排水区 汚水管渠整備事業	
	A5 国文排水区 汚水管渠整備事業	
	A7 大岩排水区 汚水管渠整備事業	
	A8 車作排水区 汚水管渠整備事業	
	A17 桑原排水区 汚水管渠整備事業	
	A21 松沢排水区 汚水管渠整備事業	
	C1 勝尾寺排水区 汚水管渠整備事業（支線）	
	C2 車作排水区 汚水管渠整備事業（支線）	
C3 佐保岩阪排水区 汚水管渠整備事業（支線）	[延長L = 15,158m]	
C10 国文排水区 汚水管渠整備事業（支線）		

○目標を定量化する指標の達成状況

- 社会資本整備計画の作成にあたり、目標を定量化した数値指標として「下水道処理人口普及率」を設定し、今回の事後評価において、以下のとおり事業の実施による数値指標の達成の有無についての検証を行いました。

指標 1：下水道処理人口普及率

- 下水道処理人口普及率は、行政区域内人口に対して下水道を利用可能な人口の割合で算定しております。
- 事業の実施にあたって作成した社会資本総合整備計画において、事業実施前の従前値を 98.8%（平成 22 年度）、事業終了後の目標値を 99.5%と設定しました。今回の計測による評価値は 99.3%（平成 26 年度）となっております。
- 事業による効果発現要因として、汚水整備により、下水道処理人口普及率は向上しました。しかし、当初計画時における下水道整備区域内において、関連公共工事の遅れや埋設許可等の協議に必要以上の時間を要したため目標値に達しませんでした。

○定性的な効果発現状況

- ・上記数値指標による効果発現状況のほか、次の定性的な効果発現状況があったと考えられます。

●汚水管渠の整備により、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上が図れた。

○下水道の課題の変化

- ・汚水の面整備はほぼ完了し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図れた。

○今後のまちづくり方策

- ・下水道未整備箇所の汚水整備を行い、更なる下水道処理人口普及率の向上を図る。